

2024 年度経済学部創立百周年記念奨学金募集要項

経済学部

本学経済学部は2005年に創立百周年を迎えました。このことを記念して多くの篤志家から多額の寄付金が寄せられ、その熱意あふれる意思を尊重し、2009年度から「さまざまなキャリア形成に必要な能力の向上を支援する」ための奨学金制度『経済学部創立百周年記念奨学金』を創設いたしました。経済学部は、明確な将来の夢を抱き、その実現に向けて計画的にそして熱意を持ってチャレンジする学生を支援します。 ※本奨学金は起業支援のための給付奨学金ではありません。

1. 出願資格

2024年4月1日現在、経済学部2年次以上の在学学生

2. 出願内容の例

- ・公認会計士を目指している。
- ・学部で学修している学問をさらに追究するため大学院進学を考えている。
- ・将来、海外と関わりの深い企業や組織（国際機関、国内政府系機関、非政府/非営利団体（NGO/NPO等）への就職を考えているため、長期海外留学または短期語学研修を考えている。

<注意>本奨学金の資金計画について、起業するために必要な能力開発等の講座の受講は問題ありませんが、本奨学金を起業するための活動資金として使うことは認めません。

3. 給付金額

20万円を限度として実費を給付

4. 奨学金の給付期間

奨学金の給付期間は、当該年度限りとし、受給できる回数は在学中に1回のみです。

5. 募集人数

20名程度（個人出願のみとし、団体での出願は不可）

6. 出願期間・申請方法

出願期間 2024年4月22日（月）～5月15日（水）

申請方法

- ① 出願期間内にmanabaコース [経済学部給付奨学金] のアンケートより、出願エントリーを行ってください。
https://room.chuo-u.ac.jp/ct/course_3406573
- ② manabaコースのアンケートにおいて、出願のエントリー完了後、 **7. 出願書類** 記載の書類を全て揃えて、出願期間内に経済学部事務室へ提出もしくは郵送（※郵送の場合は出願期日までに必着）してください。

〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学経済学部事務室奨学金担当宛

*出願書類の受領通知は、C plusに登録されているメールアドレスにお送りします(5月20日前後予定)。

7. 出願書類 ※以下3点を全て揃えて提出してください。

(1) 活動内容証明資料

活動内容について証明できる書類(各種試験受験票、留学の証明等)を提出して下さい。

※経済学部の演習(ゼミ)等、正課の授業内での活動内容で出願する場合は、担当教員に「担当教員確認書」(指定用紙)の記入依頼をし、証明資料の表紙として提出して下さい。

(2) 口座振込依頼書

奨学生として採用となった場合に、奨学金の振込を希望する銀行口座を記入して下さい。

(3) 誓約書

「経済学部創立百周年記念奨学金に関する取扱要領」を確認の上、記入して下さい。

※(2)(3)について、不採用となった場合、事務室にて責任を持って破棄いたします。

※出願書類については下記URLよりダウンロードできます。

<https://econ.r.chuo-u.ac.jp/scholarship/download/>

8. 選考方法

(1) 書類審査

書類審査の結果通知は 6月6日(木)にC plusに登録されているメールアドレスにお送りします(C plus内「お知らせ」にも掲載します)。

(2) 面接審査(書類審査に合格した者のみ)

面接審査はオンライン面接とします。

面接審査日:6月8日(土) 予定 開始時間:後日連絡

※オンライン面接については、書類審査の結果通知と同時にC plusに登録されているメールアドレスにお送りします(C plus内「お知らせ」にも掲載します)。

9. 採否結果発表

・採否結果発表:6月20日(木)

採否通知はC plusに登録されているメールアドレスにお送りします(C plus内「お知らせ」にも掲載します)。

10. 活動報告書

受給者は本奨学金給付期間終了時点で活動報告書を提出していただきます。本報告書を学部広報に活用させていただく場合がございます。(対象者には確認のご連絡をいたします。)

提出期限:2025年1月24日(金)

11. その他

(1)本給付奨学生は、資格を有する期間において、他の学内・学外奨学金との併給を妨げません。ただし、中央大学予約奨学金、学長賞・学部長賞奨学金、経済学部グローバル人材育成奨学金、経済学部給付奨学金<自己推薦>との併給は認めません。また、他の奨学金との併願について、経済学部グローバル人材育成奨学金との併願者については、本奨学金に採用された場合、本奨学金を優先して受給することとなります。※奨学金の併給については、中央大学経済学部事務室 奨学金担当までお問い合わせください。

(2) 給付奨学生が次のいずれかに該当する場合はその資格を失い、給付金を返金する必要があります。

- ① 給付金の給付を辞退したとき。
- ② 活動計画に関わりの無い理由で休学したとき。
- ③ 退学したとき。
- ④ 停学又は退学の処分を受けたとき。
- ⑤ 申請書類に虚偽の記載をして給付を受けたことが判明したとき。
- ⑥ 活動報告書が提出されないとき
- ⑦ 経済学部給付奨学生等選考委員会が給付奨学生として適当でないと認めたとき。

「出願・審査にあたって」本奨学金への出願に際しては、以下の点に留意してください。

○本奨学金の出願は、個人出願のみとし、団体での出願は不可となります。既存のプログラムやプロジェクト（フィールドワーク、ボランティアなど）等、グループ活動を伴う活動内容を行う場合でも出願はできますが、「明確な将来の夢を抱き、その実現に向けて計画的にそして熱意をもってチャレンジする学生」個人を対象に、「さまざまなキャリア形成に必要な能力の向上を支援する」奨学金です。グループ活動を伴う活動内容での応募については、その活動に参加する意義や、参加に至るまでの「本人」の目的意識、これまでの「本人の取り組み・実績など」を含めて審査しますので、エントリーシートや出願書類では、その点を強調して準備するよう努めてください。

*経済学部の演習（ゼミ）等、正課の授業内での活動内容で出願する場合は担当教員に「担当教員確認書」（指定用紙）の記入依頼をし、証明資料の表紙として提出してください。

*経済学部では海外でのゼミ活動を支援するための「グローバル人材育成奨学金（海外フィールド調査部門）」の奨学金もあります。こちらも活用を検討してみてください。

○エントリーシートには、計画に要する予算を記入する必要があります。奨学金は申請する本人が活動を実行する上で必要とする経費のみに充当してください。カメラ、ICレコーダー、PCなど活動終了後も利用可能な電子機器などには、基本的には本奨学金は充当できません。書籍購入費などは常識的な範囲で記入してください。

不明な点がある場合は、出願前に経済学部事務室 奨学金担当までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 経済学部事務室奨学金担当 k-shougakukin-grp@g.chuo-u.ac.jp

以上

経済学部創立百周年記念奨学金に関する取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、経済学部創立百周年記念奨学金規程（以下「規程」という。）第3条に基づき、同奨学金について必要な事項を定める。

(給付対象者)

第2条 本奨学金は、経済学部生が多様なキャリア形成に必要な能力向上に向けて努力し、成果に結びつけることが期待される者に給付する。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、1件につき30万円を限度とする。

(給付の期間および給付の方法)

第4条 給付の期間は、1年間とする。

2 給付の方法は、一括払いとし、経済学部特別給付奨学生（以下「特別給付奨学生」という。）が指定する銀行口座に振り込むものとする。ただし、必要に応じて分割給付することを妨げない。

(特別給付奨学生の選考)

第5条 規程第1条第2項に定める特別給付奨学生の選考は、給付を申請した者について行う。ただし、以下の各号に該当する者を除く。

一 採用年度において、経済学部給付奨学金の給付を受ける者

(特別給付奨学生の選考方法)

第6条 前条の規定に該当する給付を申請した者のなかから、経済学部給付奨学生等選考委員会（以下「委員会」という。）が第7条に規定する選考基準を満たした者を選考し、委員会の議を経て教授会が決定する。

(特別給付奨学生の選考基準)

第7条 特別給付奨学生の選考基準は、委員会の議を経て、教授会が決定する。

(給付の申請)

第8条 本奨学金の給付を申請しようとする者は、所定の必要書類を指定された期日までに学部長に提出しなければならない。

(決定の手続)

第9条 特別給付奨学生は、第6条の規定により選考された者について、教授会が決定する。

2 前項で決定した事項については、本人及び保証人にその旨を通知する。

(辞退の手続)

第10条 特別給付奨学生は、学部長に申し出て、本奨学金の給付を辞退することができる。

(資格の喪失の決定)

第11条 特別給付奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当するとき、その資格を喪失する。

- 一 前条の規定により、給付を辞退したとき。
- 二 活動計画と関わりのない理由で休学したとき。
- 三 退学したとき。
- 四 停学または退学の処分を受けたとき。
- 五 申請書類に虚偽の記載をして給付を受けたことが判明したとき。

六 第8条の必要書類に記載された計画が実施されていないことが判明したとき。

七 活動報告書が提出されなかったとき。

八 その他委員会が奨学生として適当でないと認めたとき。

2 前項による資格の喪失は、委員会の議を経て、教授会がこれを決定する。

3 前項で決定した事項については、本人及び保証人にその旨を通知する。

(給付の停止および給付金の返還)

第12条 前条の規定に基づき、特別給付奨学生が資格を喪失したときは、本奨学金の給付を停止する。

2 前条の規定に基づき、特別給付奨学生の資格を喪失した者は、返還の通知を受けた日から起算して1年以内に、本奨学金を返還しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、教授会がやむを得ない事由があると認めるときは、委員会の議を経て、その全部または一部の返還を免除することができる。

(活動の報告)

第13条 特別給付奨学生は、本奨学金による活動の成果を、所定の方法により指定された期日までに学部長に報告しなければならない。

(事務所管)

第14条 本奨学金に関する事務は、経済学部事務室が所管する。

(細則)

第15条 本取扱要領の実施のために必要な細則は、委員会が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この取扱要領は、2008年7月16日から施行する。

附 則

この取扱要領は、2012年3月7日から施行する。

附 則

この取扱要領は、2015年4月1日から施行する。

以 上